

会 議 録（公開部分）

会 議 名	令和元年度第2回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	<p>1 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>審議依頼事項</p> <p>(1) 野田市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業事務に係る個人情報の本人以外からの収集について（児童家庭課）</p> <p>(2) 児童扶養手当事務に係る個人情報の目的外利用について（児童家庭課）</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 住民基本台帳事務の変更について（市民課）</p> <p>(2) 日常生活用具保管に関する事務の開始について（障がい者支援課）</p> <p>(3) 子育てのための施設等利用給付事務の開始について（保育課）</p> <p>(4) 個人市県民税賦課事務の変更について（課税課）</p> <p>(5) 生活保護法施行事務の変更について（生活支援課）</p> <p>(6) 中国残留邦人等の支援給付等に関する事務の変更について（生活支援課）</p> <p>(7) 身体障害者手帳交付に関する事務の変更について（障がい者支援課）</p> <p>(8) 療育手帳交付に関する事務の変更について（障がい者支援課）</p> <p>(9) 精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務の変更について（障がい者支援課）</p>
日 時	令和元年7月1日（月）午後1時30分から午後2時35分まで
場 所	市役所低層棟4階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、小林 義和、高橋 澄江、玉真 聡志、松本 純子
事務局等	<p>実施機関 今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、大久保 貞則（総務課長）、寺門 洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主査）、寺田 一雄（児童家庭課主幹（兼）課長補佐）、田中 道男（児童家庭課児童給付係長）、渡會 真奈美（市民課長補佐）、小澤 みどり（市民課受付係長）、小林 智彦（障がい者支援課長）、佐田 徹（障がい者支援課障がい者福祉係長）、鈴木 和則（保育課長）、廣瀬 康之（保育課保育係長）、内海 孝幸（学校教育課長補佐兼学務係長）</p> <p>事務局 佐賀 忠（総務部長）、大久保 貞則（総務課長）、寺門 洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主査）</p>
傍 聴 者	無し

議 事

令和元年度第2回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。

議題の前に、前回の会議において求めた「野田市プレミアム付商品券事業」における商品券の引換券の交付に係る申請書を対象者に送付する際に誤配送がないようにする一層の配慮について報告を受ける。

高谷主査 前回の審査会におきまして御審議いただきました「野田市プレミアム付商品券事業」につきましては、商品券の引換券の交付に係る申請書を対象者に送付する際に誤配送がないよう、一層の配慮を求められたところですが、過日自然経済部長及び商工観光課長から、野田郵便局及び川間郵便局の郵便部長に対して、誤配送がないよう、口頭により申入れを行いましたので報告いたします。なお、両郵便部長からは、郵便局では日頃から誤配送のないよう努めているところであるが、発送日を複数回に分け、郵便番号ごとに分けるなど、持込方法を工夫することによって、誤配送のリスクをより低くすることができるとの意見があったため、市としても持込時の工夫を行うことにより、誤配送について一層配慮をし、個人情報保護に努めさせていただきます。

1. 個人情報取扱事務について（公開）

審議依頼事項

- ・野田市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業事務に係る個人情報の本人以外からの収集について（児童家庭課）
- ・児童扶養手当事務に係る個人情報の目的外利用について（児童家庭課）
担当者から一括して概要の説明を受けた。

玉真委員 児童扶養手当の受給者一般に関しては、郵送で連絡をしているのか。

田中係長 児童扶養手当に係る連絡については、郵便を使用しております。

小林委員 第7の「2 対象者への案内書及び申請書の送付及び案内」の中で、「申請書を送付する」、「案内を行う」というのは、郵送を考えているのか。

田中係長 案内書及び申請書の送付は郵送を考えています。また「児童扶養手当現況届提出時等に案内を行う」は児童扶養手当の支給の継続のための手続として、毎年8月に現況届というものを提出するため、来ていただかなければいけませんので、その際に皆さんにチラシをお渡しするような形で窓口で案内をいたします。また、「未申告者に対して案内を行う」につきましては、臨時・特別給付金支給に係る基準日が10月31日ですので10月31日時点で一度データを締め切りまして、未申告である方には再度郵送で案内をしたいと考えております。

高橋委員 利用件数130件とのことであるが、少ないように感じる。

田中係長 児童扶養手当受給者のうち、世帯類型ということで「未婚」、「離別」、「死別」とあるのですが、「未婚」となっている方が4月30日時点で130名と

ということです。

須賀会長 未婚ということだが、母だけでなく、認知して未婚の父と確定している場合については、対象になるのか。

田中係長 児童扶養手当につきましては、未婚の父、未婚の母、両方とも児童扶養手当の対象になります。本件給付金につきましては、11月分の児童扶養手当をもらう方が対象ですので、未婚の父につきましても対象になります。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ審議依頼書及び事務登録簿のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

報告事項

- ・住民基本台帳事務の変更について（市民課）

担当者から概要の説明を受けた。

須賀会長 保存期間5年から150年への変更には、どのような背景があったのか。

渡會課長補佐 住民基本台帳法の改正の背景には、国外に長期滞在する日本人が増加しているということがあります。外務省の発表によると、平成29年10月時点のデータで、約135万人の日本人が国外に長期滞在しているという状況です。従前は国外に転出して住民票が除かれてから5年間経過すると除票の交付が受けられませんでした。また、戸籍の異動により元の戸籍が除籍になった場合も、5年間経過すると戸籍の附票の除票も交付を受けられないということになっておりまして、そうした場合、国内にいたときの住所の履歴が公証できなくなってしまう。過去の居住関係を公証しなければならないときの手続上の不利益を今後は生じさせないため、除票や戸籍の附票の除票を長期かつ確実に保存し、公証するため、150年という保存期間が設けられたものです。150年という保存期間の年数の根拠は特に示されておりませんが、戸籍の除籍簿と改製原戸籍簿の保存期間が150年ですので、それに合わせたものと考えられます。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

- ・日常生活用具保管に関する事務の開始について（障がい者支援課）

担当者から概要の説明を受けた。

須賀会長 収集項目の上記以外の項目の「勤務先の住所・名称（市外在住者のみ）」は、市外に居住していて、野田市に勤めをしているという方のことになるということでよいか。

小林課長 そのとおりです。災害時は野田市に住んでいる以外の方、野田市に勤務されている方も罹災のリスクがありますので、その方も対象にしているということです。

玉真委員 市外在住者の方の情報について、お住まいの市町村と情報交換をする予定はあるのか。

小林課長 情報交換をする予定はありません。

小林課長 この場で申し訳ありませんが、事務のやり方について一点修正させていただきたい点があります。申請者が避難する予定の避難所についても申請時に聞くことがありますので、収集項目に「避難場所に関する情報」を加えさせていただければと思います。

小林委員 収集項目の「連絡先」には予備的な連絡先も含むのか。

小林課長 緊急時の連絡という形になりますので、自宅の電話、携帯電話、あるいはここという何かあれば、その情報も収集する予定です。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿に一部修正を加えて承認してよろしいか。

(異議無し)

- ・子育てのための施設等利用給付事務の開始について（保育課）
- ・個人市県民税賦課事務の変更について（課税課）
- ・生活保護法施行事務の変更について（生活支援課）
- ・中国残留邦人等の支援給付等に関する事務の変更について（生活支援課）
- ・身体障害者手帳交付に関する事務の変更について（障がい者支援課）
- ・療育手帳交付に関する事務の変更について（障がい者支援課）
- ・精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務の変更について（障がい者支援課）

担当者から一括して概要の説明を受けた。

須賀会長 保存期間は、5年になっているが、理由は何か。

鈴木課長 税の更正等の情報に合わせて決定を変更する場合もあり得ますので、5年ということにしております。

玉真委員 「生活保護法施行事務」から「精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務」までに関して、公的手当や給付一般を指しているものと思ったのだが、幼児教育・保育の無償化を行うに当たって、こうした公的手当や給付一般の情報を収集する理由は、これらの手当や給付との調整のために情報収集するということか。

鈴木課長 これら手当等と幼児教育・保育の無償化との調整はいたしません。これらの情報は、認定の段階で利用します。例えば生活保護の情報の必要性について申しますと、認定の要件は、3歳未満については非課税世帯であることが要件になっております。ここでいう非課税かどうかは前年の収入によります。国の方で決めた制度設計によりますと、前年の収入によって課税世帯ということになっているものの生活保護を受けている世帯については、無償化の対象となるということですので、この情報を確認するということになります。また、障がいに関する情報も保育の必要性の認定要件の確認のために必要です。

須賀会長 今回の届出の趣旨から離れるが、生活保護法施行事務の「犯罪関係」とは、何を収集するのか。

高谷主査 生活支援課に確認したところ、勾留されたり、刑務所に収監されたりすると、保護が廃止されますので、廃止理由として収集するということでした。

廣瀬係長 ちなみに、子育てのための施設等利用給付事務では、犯罪情報の提供は受けません。

小林委員 1枚目の「実施機関の名称」に「教育委員会」が入っている。教育委員会がどの場面で出てくるのか。

鈴木課長 新制度に移行していない私立幼稚園が市内に7園あります。役所の事務分担として教育委員会は、そちらの方の担当をしております。先ほどお話しましたように、私立幼稚園に通わせている方も、27,500円を上限として無償化の対象になります。保護者の方は、「新1号」という認定を受ける必要がありますが、その認定に係る事務は保育課が行います。教育委員会では、幼稚園と書類等のやり取りをして無償化部分の支給をする事務を行います。また、幼稚園で通常の教育時間の延長ということで、預かり保育というのが実施されます。その預かり保育についても37,000円まで無償化の対象になっています。これについても認定は保育課が行いますが、支給の部分を教育委員会学校教育課の方で行うことになります。

須賀会長 事務の目的にある「子育て支援法第30条の4に規定する教育・保育の必要性」というのは、これは認可されていない保育所での保育の必要性ということか。

鈴木課長 認可をされていない保育所を始め、認可外保育施設等とって、一時預かり事業や病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業も対象です。また、未移行の幼稚園、預かり保育事業も対象となりますが、これらの施設等を利用する場合の教育・保育の必要性を指します。

須賀会長 認可をされていないところに預けると無償化の対象になるということか。

鈴木課長 今回の届出は、認可されていない保育所等に関するのですが、認可をされている保育所についても保育料がなくなって無償化されます。認可外につきましては、保護者の方が直接施設の方に利用料ということで支払いをされていると思いますが、上限37,000円ということで無償化になります。ただそれには、施設がまず認可外施設に係る届出をしていないといけません。さらに保護者から、「就労をするためそうした施設を利用している」という旨の申請をしていただき、保育の必要性の認定を受けた方の保育料等が無償になるということです。

須賀会長 認可外と言っても千差万別ですので、その中でやはり、市で何らかの要件を設定し、それを確認することか。

鈴木課長 認可外保育施設等に関する要件は、市の方で設定することは考えておりません。県に届出をした施設が対象となるという状況です。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿及び変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 以上で第2回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上